

議案第 5 3 号

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「第 1 3 条第 1 項、令第 8 条から第 1 1 条まで」を「第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。